

霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前納」を「使用する日までに納付」に改める。

別表第1中「160円」を「140円」に、「250円」を「200円」に改める。

別表第2中「380円」を「420円」に、「3,800円」を「4,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。